

佐賀県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 四四四号	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠 二二九九番三地从先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠 二二九九番三地从先まで
	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠 二二九九番三地从先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠 二二九九番三地从先まで
	前	後
	一〇・七	一五・一
	一四・八	一六・五
	一五・一	一六・五
	一三三・一	一二七・〇
	一二七・〇	一三三・一
	メートル	メートル
	延長	延長
	メートル	メートル